札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 令和5年(2023年)11月29日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例(昭和36年条例第9号)の一部を次のように改正する。

(1) 第10条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

- 第10条の3 国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する 出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)の属する世帯の世帯主は、 第19条の4の規定の適用を受けようとするときは、当該世帯に出産被保 険者が属する旨の届出書及び当該届出書に添付する書類(次項において 「届出書等」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、出産被保険者について届出書等において明らかにすべき事項を確認することができるときは、届出書等の提出 を省略させることができる。
- (2) 第11条中「及び第19条の3」を「、第19条の3又は第19条の4」 に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の 3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。
- (3) 第13条第1項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。
- (4) 第15条の2中「及び第19条の3」を「、第19条の3又は第19条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。
- (5) 第15条の2の5中「第19条」の次に「又は第19条の4」を加え、同

条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

- (6) 第17条第3項中「及び第19条の3」を「、第19条の3又は第19条 の4」に改める。
- (7) 第19条第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。
- (8) 第19条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第19条の4 世帯に出産被保険者が属する場合(第4項に規定する場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する基礎賦課額は、第12条第1項本文の納付義務者から徴収する基礎賦課額から、次に掲げる額を合算した額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を 乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属 する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上 げた額)
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等 賦課額」と、「第12条第1項本文」とあるのは「第15条の2の2第1 項本文」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとす

る。

- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条第1項本文」とあるのは「第15条の3第1項本文」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。
- 4 第19条第1項の規定により基礎賦課額を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者が属する場合における当該世帯の納付義務者に対して課する基礎賦課額は、当該減額後の基礎賦課額から、次に掲げる額を合算した額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎 控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を 乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前 産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数 があるときは、これを切り上げた額)
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じ、同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を減額して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)
- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第19条第1項」とあるのは「第19条第3項において準用する同条第1項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「65万円」とあるのは「22万円」と読み替えるものとする。
- 6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合 において、同項中「第19条第1項」とあるのは「第19条第4項におい

て準用する同条第1項」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第19条の4の規定は、令和5年11月以後に出産し、又は出産 する予定の被保険者に係る保険料について適用する。
- 3 令和5年度の保険料に限り、改正後の第19条の4の規定の適用については、同条第1項及び第4項中「当該年度に」とあるのは、「令和6年1月から3月までの月に」とする。

(理由)

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置を新設するため、本案を提出する。